久留米市熱中症対策普及啓発協力団体の登録に関する要綱

(趣旨)
第 1 条　この要綱は、気候変動の影響で熱中症による健康被害が増加する中、熱中症対策を一層推進するために実施する「久留米市熱中症対策普及啓発協力団体」登録制度に関し、必要な事項を定める。

(団体の登録)
第 2 条　市は、熱中症対策について、久留米市と協力し市民等に普及啓発に取り組む団体を、「久留米市熱中症対策普及啓発協力団体」として登録する。

(登録の対象となる団体)
第3条　前条の登録の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内において活動する法人その他団体(主たる事務所の所在地が市外に存する法人を含む。)とする。
2 前項の規定に関わらず、団体またはその代表者・役員等が次に掲げる事項に該当する場合は、登録の対象外とする。
(1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき
(2)その他、「久留米市熱中症対策普及啓発協力団体」として不適切と認められたとき
3 市長は、暴力団の排除のため、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがある。

(申請・登録等)
第 4 条　第 2 条の登録を受けようとする団体は、申請書(第 1 号様式)を市に提出するものとする。
2 市は、前項の申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、申請団体が、前条の要件を満たす場合は、当該申請を行った団体の名称等を登録するものとする。
3 市は、前項の規定により登録したときは、当該登録の申請を行った団体に対し、「久留米市熱中症対策普及啓発協力団体」登録通知書を交付する。

(申請の変更)
第 5 条　登録団体(前条第 2 項の登録を受けた団体をいう。)は、前条第 1 項の登録申請の内容に変更があった場合は、変更届(第 2 号様式)により、速やかに市に提出しなければならない。

（登録の廃止）
第６条　登録団体は、第３条の要件を満たさなくなったとき又は登録をとリやめるときは、廃止届（第３号様式）を市に提出するものとする。

（登録の取り消し）
第７条　市は、前条の廃止届が提出されたとき又は登録団体が第３条の要件を満たさなくなった若しくは登録を継続することが適当でないと認められる行為があったことが判明したときは、当該登録を取り消すものとする。

（協力体制等）
第８条　市は、登録団体と協力して、市民へ熱中症に係る普及啓発を行う。
２市は、登録団体に対し、熱中症対策に係る情報提供を行う。
３ 登録団体は、熱中症対策の取組みを積極的に実施するために、熱中症に係る正しい知識の習得に努める。
４登録団体は、「久留米市熱中症対策普及啓発協力団体」の名称を使用し、普及啓発を行うことができる。

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。